

兵労発基 0827 第 9 号
令和 6 年 8 月 27 日

一般社団法人兵庫県電業協会会長 殿

兵庫労働局長

兵庫死亡労働災害根絶運動の実施について

県下における労働災害による死亡者数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少し、令和 5 年は、過去最少の 25 人となりました。

しかしながら、本年の上半期は、製造業や建設業などで死亡災害が多発したため、7 月末日の時点において、全産業における死亡者数は、前年同期の 10 人を大幅に上回る 19 人（1.9 倍・90.0%増加）となり、県内の経済・雇用情勢が緩やかに回復するなか、下半期に更なる労働災害の発生が懸念されるなど、極めて憂慮すべき事態となっております。

労働災害の防止のためには、職場の安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していく必要がありますので、当局において、死亡災害の根絶に向けた取組として、令和 6 年 8 月 27 日から令和 7 年 1 月 31 日を実施期間とする「兵庫死亡労働災害根絶運動」を実施することといたしました。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた要請をいたしますので、貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた要請

県内における労働災害による死亡者数は、関係各位のご尽力により、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少しており、前年は、過去最少の 25 人となりました。

しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7 月末日の時点において、全産業における死亡者数は、前年同期の 10 人を大幅に上回る 19 人（1.9 倍・90%増）となり、近年にない傾向で発生しております。

特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなか、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

また、死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た事例も多くみられます。

さらに、被災者の経験期間別では、3 年未満が 4 割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対して、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要です。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、職場の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

失われた命が戻ることはありません。

- 1 経営トップによる安全衛生方針の表明及び経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 作業主任者、職長等は、作業中の労働者を直接指導又は監督する者として重要な立場にあることを自覚し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための職務を確実に励行すること
- 3 作業手順の遵守並びに再教育を含めた個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施すること

令和 6 年 8 月 27 日

兵庫労働局長

赤松俊彦

「兵庫死亡労働災害根絶運動」実施要綱

ー 死亡労働災害の根絶に向けた取組 ー

令和6年8月27日

1 趣旨

兵庫労働局では、労働災害の減少に向けて、兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画（令和5年度から令和9年度）に基づき、労働災害防止に取り組んでいるところです。

死亡災害については、増減を繰り返しながらも長期的には着実に減少し、令和5年に過去最少の25人となりました。

しかしながら、本年は、上半期に死亡災害が多発し、7月末時点で、全産業における死亡者数は、前年同期の10人を大幅に上回る19人（1.9倍・90%増）となっています。特にこれまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業などでも、前年を上回るペースで増加しており、経済・雇用情勢が緩やかに回復するなかで、人手不足の顕在化とともに、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」により、下半期においても死亡労働災害の増加が懸念されるところです。

死亡災害の多くは、職場内で日頃定常的に行われている作業において発生しており、事前に対策を講じておけば防ぐことが出来た災害も多くみられます。また、被災者の経験期間別では、3年未満が4割超を占め、作業に慣れてきた頃に被災する傾向がみられるため、作業の経験が十分でない労働者に対しては、作業手順の遵守や効果的な安全衛生教育が必要とされます。

労働災害を防止するには、企業の経営のトップが職場の安全衛生に関して強く関与し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底していくことが重要であることを踏まえて、令和6年8月27日から令和7年1月31日を期間とする「兵庫死亡労働災害根絶運動」を県下全域に展開することとし、働く人の誰もが安心して健康に働くことが出来る職場の実現に向けて取り組むこととします。

2 実施期間 令和6年8月27日（火）～ 令和7年1月31日（金）

3 主唱者 兵庫労働局、管下労働基準監督署

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働局長による「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の発出（局）
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係団体等に対する「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知（局、署）
- (3) 労働局長による安全パトロールの実施（局）
- (4) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部並びに各分会との合同パトロールの実施（局、署）
- (5) 監督指導及び個別指導の集中的実施（署）
- (6) 広報の実施（局、署）
- (7) 事業場の実施事項に係る指導及び支援（局、署）

5 労働災害防止団体、関係団体等の実施事項

- (1) 会員事業者へ「労働災害のない職場づくりに向けた要請」の周知及び「兵庫死亡労働災害根絶運動実施要綱」の周知
- (2) 事業場の実施事項に対する支援及び協力

- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導及び支援
- (4) 安全パトロール等の実施及び支援

6 事業者の実施事項

(1) 業種横断的に実施する事項

- ア 経営トップによる安全衛生の方針表明及び安全衛生意識の高揚
- イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ウ リスクアセスメントの実施と残留リスクの管理
- エ 作業手順書の作成及び作業手順の見直しの実施
- オ 経験年数に応じた安全衛生教育の実施及び作業手順の遵守状況の確認
- カ 法定の就業制限業務に係る有資格者の適正な配置
- キ 設備点検、清掃時等における安全確認の徹底
- ク 交通労働災害防止対策の取組
- ケ 車両から離脱する時の逸走防止措置の確実な実施
- コ フォークリフト作業に係る労働災害防止対策の実施
- サ 作業の状況に応じた誘導員の適正な配置
- シ 転倒災害防止対策（ハード面、ソフト面）の取組
- ス 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策の取組
- セ 4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット報告等の日常的な安全衛生活動の充実
- ソ 安全の日の設定、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施
- タ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策に係る実施事項

ア 製造業における実施事項

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機械の修理、点検等、非定常作業時における機械の運転停止の確実な実施
- (ウ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (エ) クレーン作業における事前計画の策定及び有資格者の適正な配置
- (オ) 職長に対する教育の実施（能力向上教育の受講を含む。）並びに確実な職務の励行

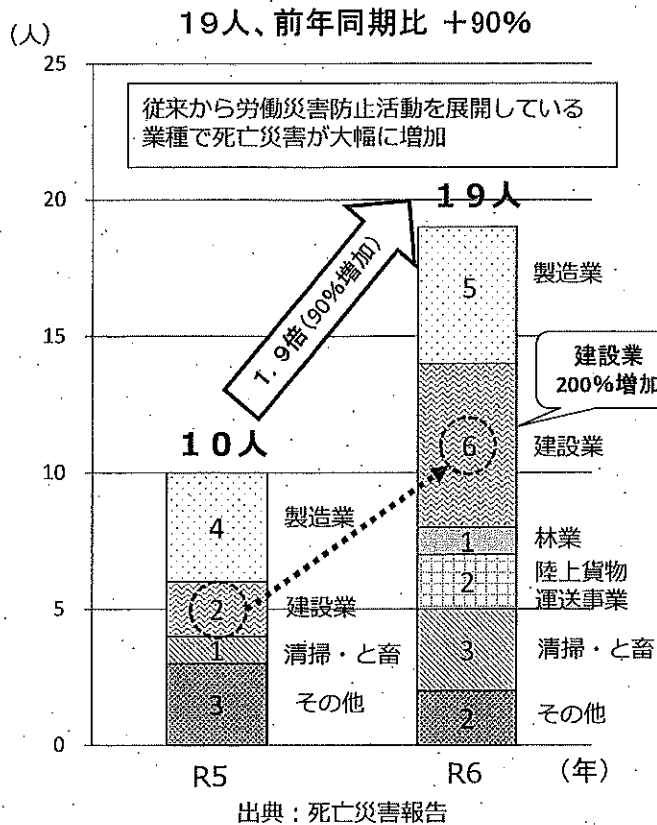
イ 建設業における実施事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用
- (イ) フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (ウ) 車両系建設機械等を用いた作業における作業計画の作成
- (エ) 「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施
- (オ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施及び職務の確実な励行
- (カ) 作業主任者の選任及び職務の確実な励行
- (キ) 元方事業者による統括安全衛生管理の実施並びに関係請負人に対する指導の実施
- (ク) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (ケ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成

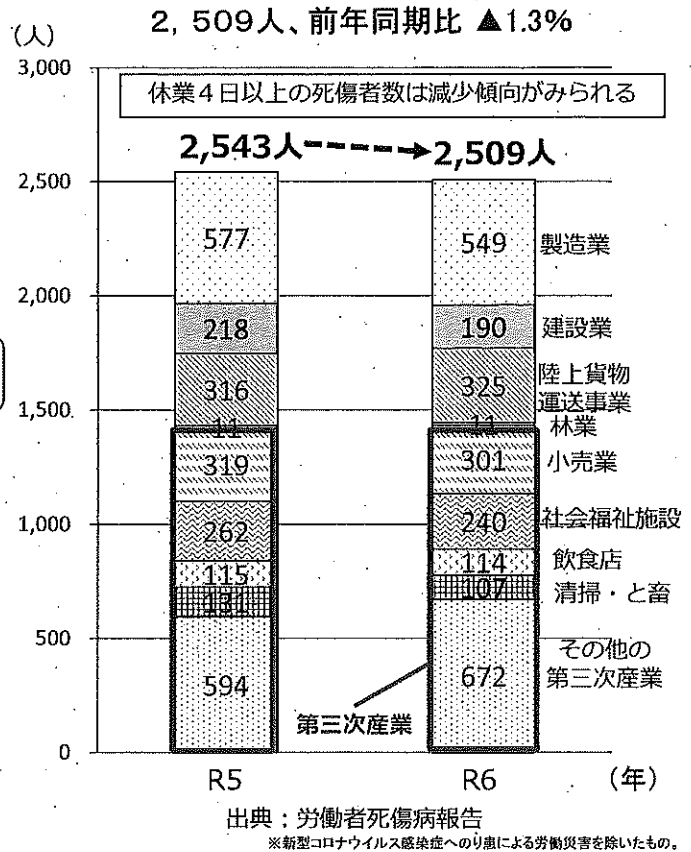
令和6年（1月～7月）労働災害発生状況（速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年7月31日までに発生した労働災害について集計したもの。

死亡災害



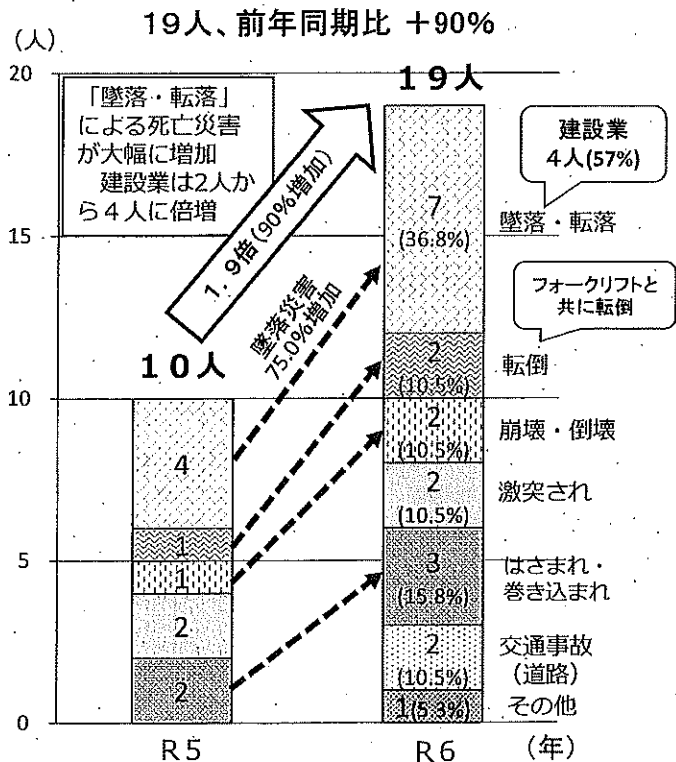
休業4日以上の死傷災害



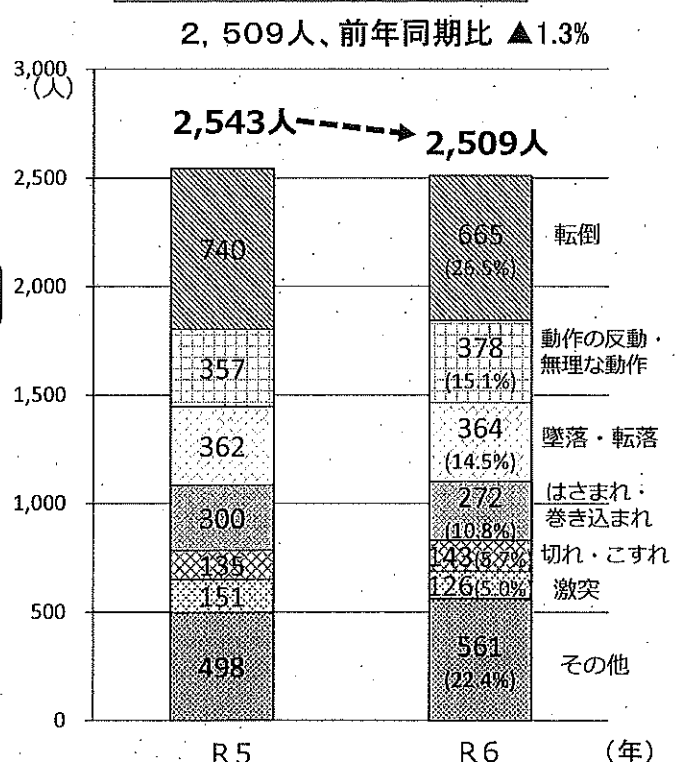
令和6年（1月～7月）労働災害発生状況（速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年7月31日までに発生した労働災害について集計したもの。

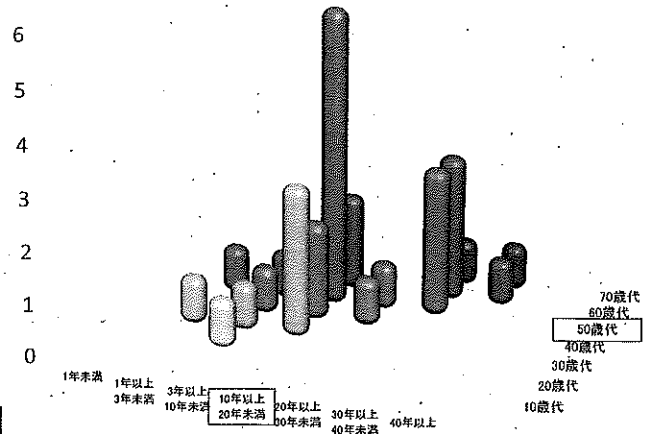
死亡者数



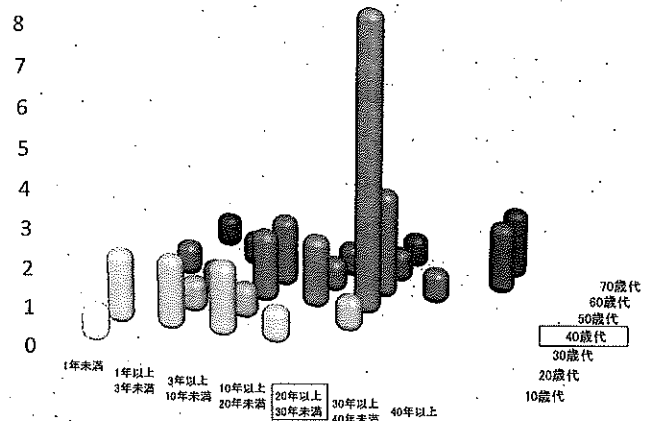
休業4日以上の死傷者数



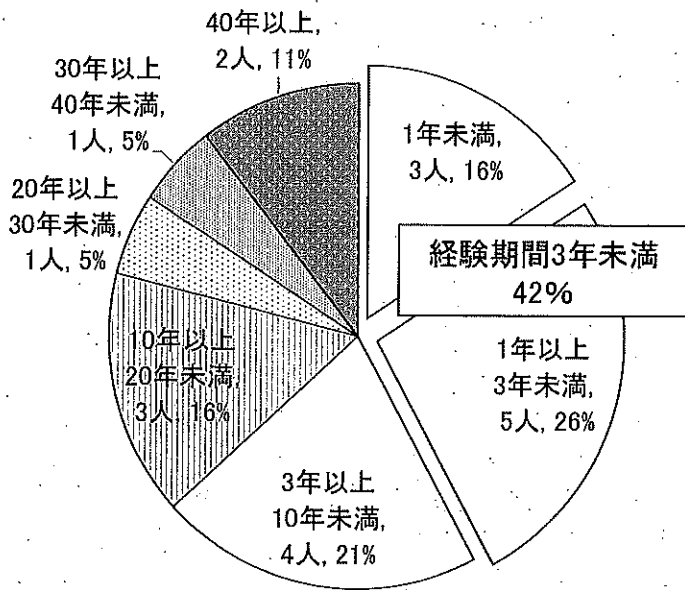
過去5年間の製造業の死亡者数の状況
(令和2年～令和6年7月末)



過去5年間の建設業の死亡者数の状況
(令和2年～令和6年7月末)



令和6年一経験期間別一死亡者数(7月末)



令和6年 兵庫県内における死亡災害発生状況(7月末日現在)

No	発生月	業種	事故の型	起因物	経験期間	年代	発生状況
1	2月	清掃・と畜	おぼれ	水	1年以上 3年未満	20歳代	被災者は、潜水業務で水槽内の清掃作業を約7mの水深で行っていたところ、作業開始後1時間程度経過した頃、水槽内の被災者からの呼吸音(水中電話にて)が聞こえなくなったため、救助作業を行ったところ、送気マスクの面体が外れている状態の被災者を水中で発見したものの、
2	2月	清掃・と畜	交通事故(道路)	トラック	1年以上 3年未満	40歳代	被災者は、道路上にごみ収集車を停車させ、ごみの収集場所へ徒歩で向かうため降車したとき、無人のごみ収集車が前方へ動き出したため、停止させようとしたところ、ごみ収集車と民家の塀との間に身体がはさまれ被災したものの、
3	3月	林業	崩壊・倒壊	立木等	3年以上 10年未満	60歳代	山林において、被災者が一人でチェーンソーを用いて傾斜した立木を伐倒する際、受け口を切り、次に追い口の切り取りをしたところ、切り口から縦方向に立木が割れ、予定していない方向に倒れたため、倒木の下敷きとなり被災した。
4	3月	建設業	崩壊・倒壊	地山、岩石	20年以上 30年未満	50歳代	鉄道路線沿いの法面の石積みの補強工事において、もたれ式擁壁の基礎部分に打ち込まれた杭(H鋼)周辺の土を、2名の労働者でスコップを用いて整備していたところ、法面の石積みが崩壊し、1名は全身が土砂に埋まり、1名は左脚が土砂に埋まり被災したものの、
5	3月	建設業	墜落・転落	開口部	1年未満	10歳代	被災者は、足場最上段にクランプを運び、作業指示者へ次の指示を聞くために近づいたところ、足場ステージ上に荷揚げ用として設けられた開口部に気が付かず、24.8メートル下まで墜落し、被災したものの、
6	4月	建設業	墜落・転落	締固め用機械	1年以上 3年未満	40歳代	宅地造成地において、被災者は、現場内の工所用仮設道路を、ロードローラー(締固め用機械)を運転して別の転圧作業場所へ移動中、下り坂(傾斜約1.6度、法面長さ7m)に差し掛かった時、左前輪が法肩から脱輪し、高さ約3.5mの路肩から転落し、ロードローラーと接触して被災したものの、
7	4月	陸運業	転倒	フォークリフト	3年以上 10年未満	30歳代	被災者は、フォークリフトを運転して作業ヤードに搬入された荷を、ヤード内の各所に移動させる作業を行っていたとき、バックレスト(フォークに付いた荷受け)を上げたままフォークリフトを後進させたため、周辺の装置にバックレストが接触したことにより、車体が転倒し、フォークリフトの運転席から投げ出された被災者は、車体の下敷きとなり被災したものの、
8	4月	陸運業	はさまれ・巻き込まれ	トラック	1年未満	60歳代	被災者は、海上輸送用コンテナが搭載されたシャーシ(荷台)とトレーラーヘッドを接続した後、運転席を離れて、シャーシのアウトリガーを収納する作業を行っていたところ、突然トレーラーヘッドが前進し始めたため、トラックの前面に回り込んで止めようとしたが、止められず、背後に停車していたトラックとの間に身体を挟まれ被災したものの、

No	発生月	業種	事故の型	起因物	経験 期間	年代	発生状況
9	5月	製造業	激突され	クレーン	10年以上 20年未満	40歳代	工場内で製作中のホッパー（高さ2.1メートル、幅3.8メートル、質量2トン）を2分割にする作業において、ホッパーの連結ボルトを取外し、分割した片方のホッパーを2台の天井クレーン（以下「クレーン」）で共吊りをして移動させる際、一人でクレーンを運転し、ホッパーの片側を吊り上げ、吊り上がった状態で運転位置を離れ、もう1台の別のクレーンを運転してホッパーを吊り上げたところ、荷振れを起こし、分割したもうひとつのホッパーに接触したため、ホッパーが倒れ、近傍で待機していた労働者が下敷きとなり、被災したものの。
10	5月	製造業	墜落・転落	荷姿の物	30年以上 40年未満	60歳代	倉庫内で製品原料が入った内装袋を段ボールケースから取り出す作業等を単独作業で行っている被災者が、倉庫外の屋外通路をふらついて歩いているところを同僚が発見したため、救急で搬送したが、搬送先の病院で死亡。 倉庫内の段ボールケース上面（床面からの高さ約1メートル）に靴跡があった。
11	6月	畜産業	墜落・転落	フォークリフト	1年以上 3年未満	50歳代	被災者はフォークリフトを運転し、容器に入ったおがくずを工場の二階に運び終え、後進したところ、後退し過ぎて法面の路肩から約3.2m下の畑にフォークリフトごと転落し、運転席から投げ出された被災者は、フォークリフトの下敷きになり被災したものの。
12	6月	建設業	墜落・転落	建築物・構築物	3年以上 10年未満	30歳代	店舗の跡地にある根元に亀裂が入った私設電柱を撤去するにあたり、建設機械で引っ張って引き倒すためのワイヤーを、被災者が電柱に登って、頂部付近に取り付ける作業をしていたところ、電柱が根元の亀裂部分から折れて倒れたため、地上から約6mの高さに登っていた被災者は、地上に墜落し、被災したものの。
13	6月	建設業	墜落・転落	はしご等	40年以上	60歳代	被災者は、高所にあるテレビ引き込み線を切断するため、地上6メートルの位置に張られたワイヤーに移動はしごを立て掛け、地上から約4メートルの位置まで登り、はしごの踏み足を足場代わりとして、立った姿勢で引き込み線を切断していたところ、体勢を崩し、地上に墜落し、被災したものの。
14	6月	建設業	交通事故（道路）	トラック	3年以上 10年未満	20歳代	不具合が発生した開閉器の改修工事の準備作業において、片側2車線の国道に作業車2台を縦列に駐車させ、被災者は作業車の周辺にラバーコーンを設置していたところ、国道を走行してきた2トントラックが警備員の誘導に従わず駐車中の作業車と被災者に接触し、更にトラックの左側の貨物扉のノブに被災者の墜落制止用具のランヤードが引っ掛かったため、約40m引きずられ被災したものの。
15	6月	その他の事業	墜落・転落	はしご等	3年以上 10年未満	70歳代	建屋内で、祭祀で使用する飾りつけ（直径：2.9m、重量：180kg）を2名で製作していたとき、1名の作業員が被災者の指示で製作中の飾りつけを動かした直後に、脚立の2段目（地上からの高さ約1.7メートル）の踏み面上にいた被災者が地上に墜落し、被災したものの。

No	発生月	業種	事故の型	起因物	経験 期間	年代	発生状況
16	7月	製造業	激突され	金属材料	10年以上 20年未満	30歳代	鋼線の熱処理を行うラインにおいて、供給している鋼線が断線したため、被災者が切れた鋼線の接続作業を行っていたところ、鋼線の端末がはね、被災者の頸部を切り被災したものの。
17	7月	清掃・と畜	転倒	フォークリフト	1年未満	40歳代	被災者はバッキン（鋼製のかご）をフォークリフトのフォークに差し込み、地上から3.75メートルの位置まで上げた重心が高い状態で、後進をしていたところ、車体のバランスを崩し、左側に横転、その反動で運転席から投げ出された被災者がヘッドガードと地面の間にはさまれ被災したものの。
18	7月	製造業	はさまれ・巻き込まれ	コンベア	40年以上	70歳代	出張先の骨材製造設備のサイロの下部の穴の空いたホッパーの補修と振動装置の据付の修理工事において、異常を感知して停止していたベルトコンベヤーの電源を切っていなかったことから、突如、再起動したため、ベルトコンベヤーの上に乗って作業を行っていた労働者がベルトコンベヤーのローラー部分とホッパーの底部との間に身体を挟まれて被災したものの。
19	7月	製造業	はさまれ・巻き込まれ	一般動力機械	10年以上 20年未満	30歳代	被災者は、購入された紙製品の中に異物が混入していないか検査機で検査していたところ、検査機の巻取り側のロールの回転軸に身体の一部が巻き込まれ、被災したものの。